

京都市告示第 291 号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成17年8月4日

京都市長 榎本 頼 兼

道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
常盤1号線	右京区常盤古御所町15番地の2地先から	旧	メートル 147.90	5.90 ～メートル 7.00
	同区常盤山下町8番地の5地先まで	新	148.60	5.64 ～ 7.09

(建設局道路部道路明示課)